

工 事 仕 様 書

千葉県土木工事共通仕様書に準ずる。

(なお、千葉県土木工事共通仕様書中、
第3編土木工事共通編、第1章総則第
1節総則1－1－6工事完成図書の
納品の2は適用しないものとする。)

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
又、工事書類の作成については、土木工事書類作成マニュアル（令和7年4月千葉県県土整備部）によるものとする。

第2条 工事カルテ作成・登録

1. 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。
2. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第3条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。

第4条 事業損失防止施設

本工事の施工に際しては、工事施工箇所の近隣の建物等へ被害が及ばないように行うこと。なお、施工者の過失により損害を与えた場合、責任を持って復元すること。

第5条 建設副産物

1. 共通事項
 - (1) 「建設リサイクル推進計画2020」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。
また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- (2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処分費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- (3)建設廃棄物の処分にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

2. 建設廃棄物

- (1)本工事により発生する碎石路盤廃材（ $V=230\text{m}^3$ ）は、千葉県我孫子市日秀字堀込230-4、片道運搬距離12.7kmの東京利根開発株式会社に運搬し、処分するものとする。
- (2)本工事により発生するアスファルト殻（ $V=4\text{m}^3$ ）は、千葉県船橋市小野田町1514-1、片道運搬距離6.2kmの前田道路株式会社 総武合材工場に運搬し、処分するものとする。
- (3)本工事により発生するコンクリート殻（ $V=0.2\text{m}^3$ ）は、千葉県柏市高柳938-2、片道運搬距離4.1kmの有限会社中村興業に運搬し、処分するものとする。
- (4)本工事により発生する廃木材（ $V=1.9\text{m}^3$ ）は、千葉県白井市名内355-2、片道運搬距離7.2kmの有限会社カナヤマに運搬し、処分するものとする。
- (5)本工事により発生する伐採樹木（ $V=20\text{m}^3$ ）は、千葉県千葉市花見川区犢橋町2068-13、片道運搬距離22.2kmの丸徳興業株式会社 千葉北リサイクルセンターに運搬し、処分するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理をおこなうものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事実施期間中は、公道の出入口等に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。
4. 工事の施工にあたっては安全を確保し、事故等の発生を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 工事期間中は、必要に応じ夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯・バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
6. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会の上、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。また、必要により施工時においても立会を求めるものとする。
7. 工事期間中に配置する交通誘導員は、1箇所につき1人ずつ計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。
8. 請負者の責により、地下埋設物等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。
9. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その措置については占用企業者全体の立ち会いを求め、管理者を明確にしなければならない。

第7条 環境対策（建設機械の使用）

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発249号、最終改正平成14年4月1日国総施225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）のいずれかに基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとし、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

第8条 工事現場管理

請負者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡を受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講

- ずること。
5. 大型車規制がかかっている道路を運搬する際には、事前に所轄警察署へ申請をし、許可を得なければならない。
 6. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請け事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 7. 以上のことにつき、下請け業者にも十分指導すること。

第9条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により安全・訓練等を実施するものとする。

第10条 工事打合せ書

本工事に係る、指示、承諾、協議、提出、並びに報告については、緊急の場合を除き、工事打合せ書により行うものとする。工事打合せ書は、発議者が2部作成し、監督職員、現場代理人が互いに確認の上、1部ずつ保管するものとする。

第11条 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から1月26日までとする。なお、11月30日までは施設利用者がいるため、着工は12月1日以降とする。工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	契約日から 11月30 日まで
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	1.78

第12条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第13条 設計変更

設計変更等については、契約書第19条から第25条及び共通仕様書第1編

共通編 1-1-1 3 から 1-1-1 5 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン令和 3 年 1 月（千葉県県土整備部）によることとする。

第 1 4 条 諸法令の遵守

共通仕様書第 1 編 1-1-3 4 諸法令の遵守に示す主な法令に以下の法律を加える。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 1 5 年法律第 5 8 号）

第 1 5 条 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 カ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則 4 0 日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

第 1 6 条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 1 7 条 ウイルス対策

請負者は、電子納品時のみならず、監督職員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 2 章 材 料

第 1 8 条 材料の確認

1. 材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
2. 使用材料を現場に搬入する際、現場代理人は、材料の寸法・形状・外観等をチェックし、規格に合わないものや仕上がりに問題のあるものは搬入させないこと。
3. 使用材料は現場搬入後、監督員に材料の寸法・形状・外観の確認を受け、使用すること。

第 3 章 一般施工

第 1 9 条 一般施工

1. 工事着手にあたり事前に道路管理者へ着手届等を提出すること。
2. 大雨等に関する気象情報により、相当の降雨が事前に予想される場合には、原則として当日の工事を中止すること。
3. 気象警報・注意報のみならず、雨量データ等のリアルタイムの情報について、工事現場において速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を工事中止の判断に活用すること。
4. 大雨等の対応について施工計画書において対応等の安全管理対策を計画すること。また、大雨時には工事現場のパトロールし安全対策について万全を期すること。
5. 本工事の施工にあたり下記機種の建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正平成14年4月1日国総施第225号に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

機 種	備 考
・ バックホウ ・ トラクターショベル車輪型 ・ ブルドーザー	ディーゼルエンジン（出力 7.5kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

第20条 工事用道路関係

運搬路に使用する既設道路の清掃につとめること。また、既設道路の舗装等に補修の必要等が生じた場合は、別途協議する。

第4章 その他

第21条 環境対策等

1. 本工事で使用する軽油については、JIS規格軽油を使用すること。
2. 請負者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。

第22条 創意工夫

請負者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することが出来る。

第23条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、週休2日制適用工事（受注者希望型）である。
2. 受注者は、契約後速やかに、週休2日制の実施の有無について、監督職員と協議すること。

様式－１ 施行条件の明示

明 示 項 目	明 示 事 項
工程関係	1. 当該工事における作業は、昼間施工とする。
用地関係	1. 本工事において、境界標に触れないこと。やむを得ず境界標に触れた、又は移動・撤去してしまった場合は、請負者が測量業者に委託の上復元すること。工事完了後にトラブルが発生した場合は、責任を持って処理すること。
公害対策関係	なし
安全対策関係	1. 警備業法による警備員（交通整理員）を配置する。 2. 工事期間中に配置する交通誘導警備員Bは、昼間２１人を見込んでいる。 3. 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。 4. 警察等第三者との協議の結果または条件変更に伴い、変更する必要があるが生じた場合は別途協議するものとする。
工事用道路関係	1. 運搬路に使用する既設道路の清掃につとめること。また、既設道路の舗装等に補修の必要等が生じた場合は、別途協議するものとする。
建設副産物関係	1. 特記仕様書によるものとする。
工事支障物件	1. 隣接する家屋等に、工事の影響がおよばない対策を行うものとする。 2. 他占用物については、本工事着手前に占用位置を確認し支障となるものについては、監督職員及び占用者と協議すること。 3. 工事施工中に、不明な地下埋設物等の支障物件が生じた場合は別途供するものとする。
仮設備関係	なし
施工関係	なし
その他	1. 関係住民に本工事の概要及び連絡先等を、配布あるいは回覧等により周知しなければならない。周知内容については、監督職員の承諾を得るものとする。